

2019年8月15日

株式会社アミファ

代表取締役社長 藤井 愉三

取締役管理部長 村山 和治

問合せ先：

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コンプライアンス重視の経営を掲げ、その運営を徹底することで、社会に対する責任を果たし、社会から信頼を得る企業であり続けたいと考えております。このため、会社の業務執行の公平性、透明性及び効率性を確保することを通じ、企業価値向上の実現を図り、すべてのステークホルダーから評価をいただけるよう目指しております。

この目的を継続して実現していくためには、コーポレート・ガバナンス体制を確立し、有効に機能させていくことが不可欠であると認識し、その強化を図っていく所存であります。

この基本方針のもと、コンプライアンス体制の一層の充実を目的に、2016年12月20日開催の定時株主総会の承認を経て、監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役会における議決権を持つ監査等委員である取締役と社外取締役の選任を通じ、取締役の職務執行に対する監督強化の機能を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ウイステリア合同会社	1,150,000	35.94
レイクラム合同会社	803,000	25.09

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

藤井 愉三	350,000	10.94
藤井 俊行	347,000	10.84
アミファ従業員持株会	20,000	0.63
米田 康三	15,000	0.47
山田 昭	15,000	0.47
蒲生 邦道	15,000	0.47
村山 和治	15,000	0.47
佐藤 勝男	15,000	0.47

支配株主名	藤井 愉三、藤井俊行
-------	------------

親会社名	なし
------	----

補足説明

ウィステリア合同会社は藤井愉三の資産管理会社、またレイクラム合同会社は藤井俊行の資産管理会社であります。

藤井俊行は、藤井愉三の実弟（二親等内親族）であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	JASDAQ
決算期	9月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は関連当事者にも該当しますが、当社は支配株主を含む関連当事者との取引は、一般株主の利益保護の観点から原則として行わないこととしております。

但し、新たに関連当事者取引等に該当する者と取引を開始することになった場合は、起案者から管理部に対して関連当事者取引の有無についての確認の依頼があります。

管理部において関連当事者取引等に該当すると判断した場合は、取締役会に諮って取引の必要性及び妥当性について審議を行います。又、継続中の関連当事者取引等については、管理部が継続的に取引状

況を監視し、取引の適正性に関して留意すべき事項を見出した場合は管理部長に報告いたします。

監査等委員会は、関連当事者との間で取引が行われていないか、行おうとするときは予め報告を受けることにより会社との利益相反が生じる惧れがないか常時監視・検証しています。なお、監査等委員会は、取締役から当該取引について承認の請求があるときは、取引の目的、内容、条件等を詳細に調査・検討し、当該取引により会社の利益が損なわれないかについて弁護士等の外部専門家の意見を徴して適正に判断することを基本としています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	監査等委員でない取締役：1年 監査等委員である取締役：2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
米田康三	他の会社の出身者												
山田昭	弁護士												
蒲生邦道	他の会社の出身者												
佐藤勝男	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米田康三	○	—————	米田康三氏は、上場会社の取締役社長を務めたことなど、豊富な会社経営の経験と幅広い知見を有することから、取締役に選任しております。当社と米田氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。
山田昭	○	—————	山田昭氏は、弁護士としての専門性と豊富な経験、幅広い知見を有することから、取締役監査等委員に選任しております。当社と山田氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付け

			ております。
蒲生邦道	○	—————	蒲生邦道氏は、上場会社の代表取締役や常勤監査役を務めたことなど、会社経営や監査の豊富な経験と幅広い知見を有することから、取締役監査等委員に選任しております。当社と蒲生氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。
佐藤勝男	○	—————	佐藤勝男氏は、上場会社の常勤監査役を務めたことなど、監査役としての豊富な経験と幅広い知見を有することから、取締役監査等委員に選任しております。当社と佐藤氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立性のある「独立役員」と位置付けております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	監査等委員会の職務の一般的な補助は管理部の使用人が担当し、必要に応じ、内部監査室長が監査等委員会の依頼する補助職務を監査等委員会の指
----------------------------	--

	示のもとに遂行しております。なお監査等委員会の職務を補助すべき取締役はおりません。
--	---

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

<p>使用人が監査等委員会の職務を補助するときは、監査等委員会の指揮命令に従うことを明確にします。そのために監査等委員会は、管理部門担当取締役と当該使用人の職務遂行上の事項について調整を図ることとしております。また、当該使用人の人事異動、評価等は監査等委員会との協議の下に行うことにより、補助使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性を確保しております。</p>
--

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>内部監査室及び監査等委員会による監査が連携、相互補完しあうことで、企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、策定した監査計画に基づき監査を実施しております。</p> <p>会計監査人との連携状況に関しては、監査等委員である取締役及び内部監査室員が参加の上、定期的には三者ミーティングを開催し、適宜情報交換、意見交換を実施しております。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			(同上)			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
—	—	—	—	—	—	—

補足説明

<p>当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指名及び報酬等の審議に付き、単一の委員会</p>
--

にて行っております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は取締役会において、独立役員の選任方針と独立性の判断基準につき、下記の通り決議しております。現在の社外取締役4名は、全てその要件を満たしております。

(1) 当社の独立社外取締役の選任方針

当社は、当社の企業理念及び事業を理解し、社会・経済情勢や今後の動向等について広い視野を持ち、企業経営について知見や経験を持つ者、専門性を有する者等から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない人材を社外取締役に選任する。

(2) 社外取締役の独立性の判断は、東京証券取引所が定める独立基準に加え、次の『独立性判断基準』に基づくものとし、当該基準を満たす社外取締役を独立役員に選任する。

『独立性判断基準』

- 1 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である法人等の業務執行者等（取締役、監査役、執行役員その他の使用人を言う。以下同じ。）でないこと。
- 2 当社の取引先であって、当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、当社のその事業年度の売上高の5%を超える金額の支払いを行った法人等の業務執行者等でないこと。
- 3 当社の取引先であって、当該取引先の直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社から、当該取引先のその事業年度の売上高の10%を超える金額の支払いを受領した法人等の業務執行者でないこと。
- 4 当社の借入先であって、当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、借入額が当社のその事業年度における総資産の10%を超える借入先の業務執行者等でないこと。
- 5 当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、役員報酬以外に、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、税務専門家、法律専門家などの専門的サービスを提供する者（個人）でないこと。
- 6 当社の直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社からの寄付又は助成金の合計額が、年間1,000万円又はその事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体等に所属する者でないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役の報酬の一定割合を、公表予算の売上高と経常利益の達成割合に連動させる、業績連動型報酬制度を2018年1月より導入しております。

具体的に、年度報酬額のうち業績連動部分を、役付取締役40%、取締役20%と設定し、年度業績の対外公表予算に対する達成割合を、売上30%、経常利益70%の構成で連動させております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内組織上のライン長職位に該当する業務執行取締役1名ならびに従業員6名に対し、ストックオプションの付与を行っております。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていません。

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書を通じて、役員区分ごとの報酬等の総額を開示いたします。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員を除く取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。指名・報酬委員会では、各取締役の業績への貢献度を評価し、定められた報酬基準に基づき報酬額の答申を行っております。

監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、職務内容や勤務形態等を勘案し監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

非常勤社外取締役が、中立的な立場から監督及び監査を行える体制を構築し、経営監視機能の強化に努めるため、以下の環境整備体制を整えております。

1. 取締役会の資料は、管理部より事前配布することを原則とし、社外取締役が議案を十分な検討する時間を確保するとともに、必要に応じ事前説明を行っております。

2. 取締役会及び経営会議等の重要な会議において、担当取締役が資料に基づき詳細に説明するとともに、情報及び意見交換を行っております。

3. 監査等委員会で、常勤監査等委員が資料に基づき詳細に説明するとともに、情報及び意見交換を行っております。

また今後は、経営企画及びIRを担当する取締役から株主、機関投資家、アナリスト等からの意見等を社外取締役に適時に報告し、意見等を受けることとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレート・ガバナンス体制を確立し、有効に機能させていくために、2016年12月20日開催の定時株主総会の承認を経て、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社の取締役会は、監査等委員ではない取締役4名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の合計7名で構成しており、社外取締役が過半数を占めております。取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等に関する意思決定機関として、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに都度臨時取締役会を開催しております。

また、当社は取締役会の監視・監督機能の強化に加えて、迅速かつ効率的な業務執行体制の確保を図るための体制作りを意図して、執行役員を任命しております。執行役員は、従業員の中から取締役会で選任され、代表取締役社長の指揮のもと、委嘱された業務の執行にあたります。

当社の監査等委員会は監査等委員である社外取締役3名で構成し、その中から常勤の監査等委員を1名選定しています。監査等委員会は、会社の監督機能の一翼を担い、法定の独立機関として代表取締役その他の業務執行取締役の職務遂行の監査等に係る職務を適正に執行することを通じて、企業がステークホルダーの利害に配慮し、健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応え得る良質なコーポレート・ガバナンス体制が機能するよう努めております。監査等委員会は原則として毎月1回の定期開催と必要に応じて随時機動的に臨時開催を行って、相互に情報と意見の交換を図り、監査等委員会として意見を表明しています。

当社の指名・報酬委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の指名と報酬等の決定において、公正で透明性の高い運営を図りコーポレートガバナンス・コードに対応するために、取締役会の諮問機関として、監査等委員でない社外取締役1名、監査等委員である社外取締役1名及び代表取締役1名により構成されています。指名・報酬委員会の委員長は、監査等委員でない社外取締役であります。指名・報酬委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の選任及び解任に関する原案の作成、報酬基準の制定・改定案の作成、業績評価につき、取締役会に提出する権限を有しています。なお、監査等委員会は、指名・報酬委員会に委員として参加している監査等委員を通じて指名・報酬委員会の方針や運営の状況を把握するとともに、必要と考える意見を表明すること等によって、監査等委員会としての指名と報酬に関する評価及び意見の形成を行っています。

当社の経営会議は、社長の諮問に基づき、経営方針や経営上の重要事項に関しての審議を行うために設けた機関であり、取締役、執行役員及び社長の指名する者によって構成され、必要の都度開催しております。

当社の営業幹部会議は、社長の諮問に基づき、月次の営業成績や営業活動に関する報告、経営方針の

実行や営業収支予算に係る検討、並びに全社の業務全般に係る検討を行うために設けた機関であり、業務執行取締役、執行役員及び社長の指名する者によって構成され、月1回開催しております。

当社は、社長直轄の内部監査室を設け、内部監査規程に基づく業務監査を実施しております。内部監査室員は、全社の業務活動が法令及び社内規程に準拠し、合理的効率的に運営されているかについて、社長に対して監査結果を報告しております。社長は監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

また、監査を有効かつ効率的に進めるため、内部監査室員と監査等委員会、会計監査人の間で適宜情報交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が、現状の体制を選択しているのは、次の理由によって、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が図れるものとして判断したためです。

1、監査等委員会設置会社を選択することによって、① 監査等委員が取締役会における議決権を行使し、監査・監督機能を強化できること、② 「守り」だけでなく、「攻め」のガバナンスにも寄与できること、③ 取締役会の決議によって、会社法の規律の範囲内で、業務執行の一部を取締役に委ねる運営（モニタリングモデル）が可能なこと。

2、取締役会における社外取締役の人数を過半数とし、指名・報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置することによって、代表取締役及び業務執行取締役に対する監督機能を実効的に図ることができること。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、可能な範囲で早期発送に取り組めます。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避け開催日を設定するよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向け	株主数や分散状況等に応じ、今後検討すべき事項と考えております。

た取組み	
招集通知(要約)の英文での提供	株主層の分析等により、今後検討すべき事項と考えております。
実施していない	現時点では実施しておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成及び当社ホームページでの公表を予定いたしております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに、定期的に会社説明会を実施する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期決算及び通期の決算発表時における定期的な決算説明会の開催を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の投資家層の状況に応じ、開催を検討していくべき事項と考えております。	———
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトを開設し、決算情報、適時開示情報、IRニュース等を掲載していく予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	
実施していない	現時点では実施しておりません。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの尊重を規定した「役員・職員行動規範」を制定し、社内イントラネットに掲示するとともに、全役職員を対象に開催される社内会議において、繰り返し規範の伝達と徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社商品の輸入先であるエクアドル国の子供への支援を行うNPO団体や、世界の子供にワクチンを提供するNPO団体への定期的な寄付をはじめ、ユニセフや日本赤十字社などへの寄付を実施しております。 また、「アートやデザインに触れる喜びを、身近な暮らしを提供する」「夢中にな

	れる幸せな時間、笑顔と感動をお届けする」という経営方針に基づき、社会福祉法人やNPO法人等への寄付を通じて、国内の児童等に当社商品を提供しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	全てのステークホルダーに対し、金融商品取引法及び東証適時開示規則に則り、会社情報の適時適切な開示に努めてまいります。
その他	当社は、社員従業員の3/4近くを女性が占めており、今後の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備等に前向きに取り組んでおります。妊娠中・育児中の勤務形態については規程・制度を整備し、育児休業や育児中の従業員における短時間勤務の取得実績も増加しております。
実施していない	—————

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の取締役や社員の職務の執行が法令や定款に適合することを確保し、会社の業務の適正を確保するため、当社は取締役会において、「業務の適正を確保するための体制の整備のための基本方針」を以下のとおり定めております。

1. 監査等委員会の職務の執行のための体制

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務の一般的な補助は管理部の使用人が担当し、必要に応じ、内部監査室長が監査等委員会の依頼する補助職務を監査等委員会の指示のもとに遂行する。なお監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

(2) 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

使用人が監査等委員会の職務を補助するときは、監査等委員会の指揮命令に従うことを明確にする。そのために監査等委員会は、管理部門担当取締役と当該使用人の職務遂行上の事項について調整を図るものとし、また、当該使用人の人事異動、評価等は監査等委員会との協議の下に行うことにより、補助使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性を確保する。

(3) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対する報告体制については、取締役及び使用人が監査等委員会と協議のうえ監査等委

員会、又は監査等委員会が選定する監査等委員に報告すべき事項を文書で定め、会社の事業及び財産に関する状況、その他重要な事項及び必要な事項が直ちに監査等委員会に報告される運営を確立する。監査等委員を事前相談制度及び内部通報制度の窓口の一つとすると共に、内部通報を所管する部門は監査等委員以外の窓口に通報された内容を監査等委員会に報告する。

取締役、使用人等がこれらの相談及び通報、又は、上記の報告をしたことにより、解任、解雇、その他いかなる不利益な取扱いも受けないことを規定し、周知する。

監査等委員会はこれらの体制が適正に運用されるように常時監視・検証する。

(4) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行のために要する合理的な費用については、会社は監査等委員会の申請に基づき費用の予算措置を行ない、その出費については監査等委員会が決定する。なお、緊急又は臨時に支出した監査等委員の職務の執行に係る費用については、事後に償還に応じる。

(5) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び業務執行取締役等と監査等委員会との間で定期又は臨時に意見交換会を実施し、相互の意思疎通を密接にすると共に、討議を通じて会社の経営及び事業の状況や課題等について理解を深める。監査等委員会の監査活動についても報告を行い、良好な監査環境の整備に努める。

監査等委員会が行う業務及び財産の状況の調査について協力する。

監査等委員が監査役協会等の主催する実務部会や研修会等に出席できるように取り計らい、その費用を負担する。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査等委員を含む複数の独立社外取締役を設置することにより取締役の職務執行の監督・監査を行う体制をとり、コンプライアンスを重点に掲げた経営及び事業を推進する。会社全体に影響を及ぼす重要な事項は、取締役会において決定する。代表取締役及び業務執行取締役は、定期的に、また、必要に応じて、職務の執行状況を取締役会に報告する。

取締役会において「役員・社員行動規範」を制定し、役員及び社員が当該規範を遵守することの重要性について取締役は啓蒙する。また、社員が日常の事業遂行において法令等の遵守を確保できるように「発売商品関連法令遵守マニュアル」、「不正競争防止法遵守マニュアル」等の必要な手順書を策定し、部門長は、これらの手順書に従い適正な業務が遂行されるように監督する。

反社会的勢力に対しては「関係を一切持たない」ことを役員・社員行動規範に定め、全社員に徹底し、そのための具体的な対応指針及び手続きを定める。

会社は、取締役、内部監査部門長等による事前相談制度を設けて、社員が様々な問題について相談で

きる体制を構築する。

内部通報制度（社内及び社外ホットライン）を設置し、内部者情報が適切に通報される体制を設ける。通報があったときは、通報者が不利益を被らないように保護し、通報内容については適正に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、その他業務執行の意思決定に係る重要な書類については、法令、及び、取締役会で定めた諸規程に基づき文書管理を行う。取締役からこれら重要な書類について閲覧要求があった場合には、直ちに提出する。

取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報の保護及び開示に関する諸規程を策定し、これに基づき管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・リスクについては、上記（1）の体制のもとにその管理を行い、経営及び事業の遂行に伴うビジネス・リスクについては取締役会で承認された「リスク管理規程」、「与信管理規程」等により対応する。重要なものは直ちに代表取締役、管理担当取締役及び監査等委員会に報告する。

大震災等の発生に備えて「事業継続計画（BCP）」を定め、速やかに対応ができるように準備する。当社は、生活必需品でない商品を取扱っていることから消費者の嗜好やライフスタイルの変化、更には事業環境の変化が最大のリスクであると認識し、そのため、取締役会及び営業幹部会等において絶えずビジネスの環境と動向を把握し、必要な施策や対応をとる体制とする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速で効率性の高い経営と事業の推進を図るために、執行役員制度を導入し、意思決定、監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を分離する。

取締役会は、決裁基準を定め、取締役会が決定すべき重要な事項を除いて、業務執行取締役及び執行役員に業務の決定と実行を委ねる。なお、重要な業務の執行について会社全体として機動的に決定・実行するために、経営会議等の意思決定会議に執行役員を参加させる。また、職務権限規程を設けて各役職者の権限の明確化と委譲を図り、必要な統制と牽制を維持しつつ、迅速な業務の遂行を図る。

代表取締役は、会社の目標の達成に向けた業務執行の全体を統括し、監督する。

財務報告に係る内部統制体制の整備に関しては、2016年11月に「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、また、必要な監査範囲に対するフローチャート、業務記述書、リスクコントロールマトリックス等の書類、必要な規程類・マニュアル等の文書化は既に完了しております。

内部統制監査のための活動は、内部監査に係る全社計画の中に組み込まれ、各年度、期の前半には整備状況の再確認、並びに期中の運用に必要となる更新状況の評価を行い、最終四半期の進捗と平行するタイミングに於いて、運用証跡のサンプルチェックを含む運用評価を実施する計画としています。

必要に応じ、有限責任法人あずさ監査法人からのアドバイスを得て、継続的に必要な改善を行いなが

ら、2019年9月30日を基準日とした内部統制報告書の作成を行うべく、準備を進めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるなどの、違法行為を行う個人及び団体とは関係をもたないこと、このような個人及び団体からの金品や役務の要求には一切応じないことを宣言しております。

反社会的勢力対応規程や対応マニュアルを整備し、社内に統括する責任者を任命し、情報の集約化を図るとともに、担当部門において取引先等の属性チェックを実施しております。また、地元警察署との連携を図り、反社会的勢力排除を推進する団体に加盟するなど、外部情報の収集や外部団体との連携を強化しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入

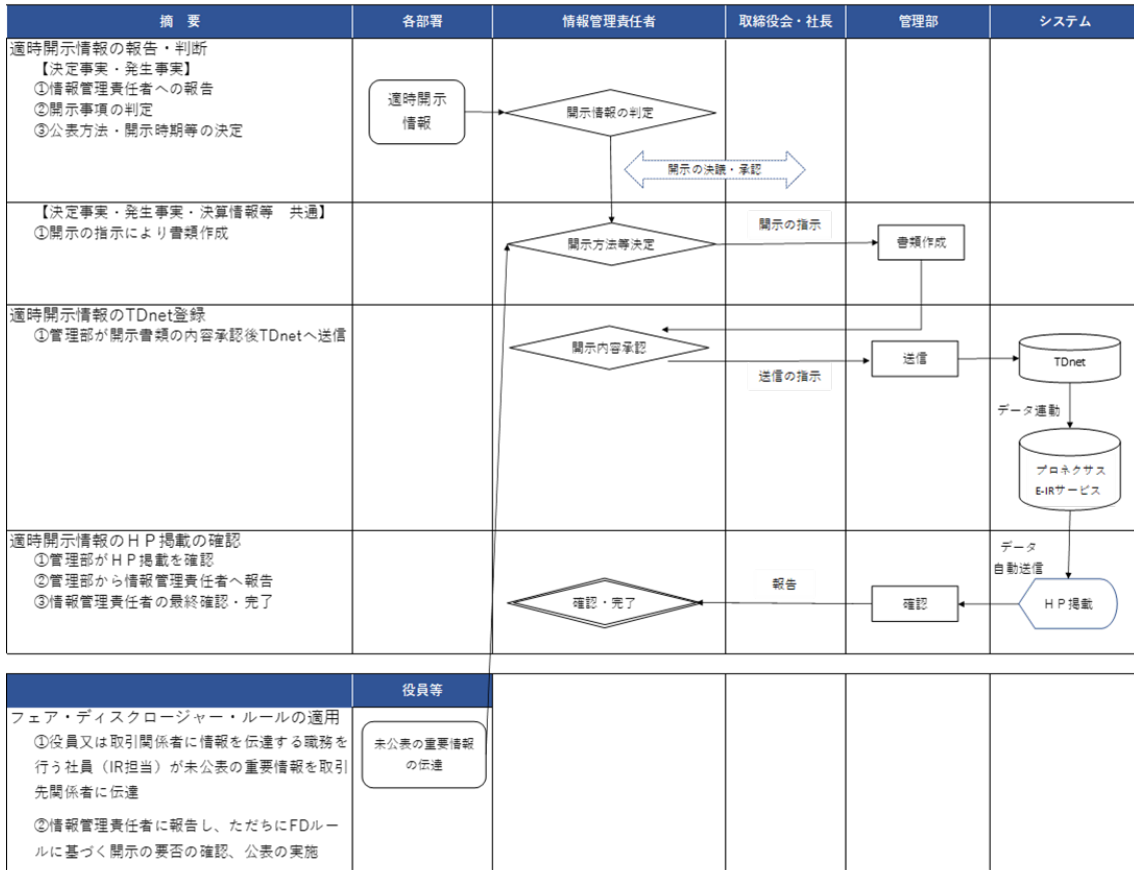
なし

該当項目に関する補足説明

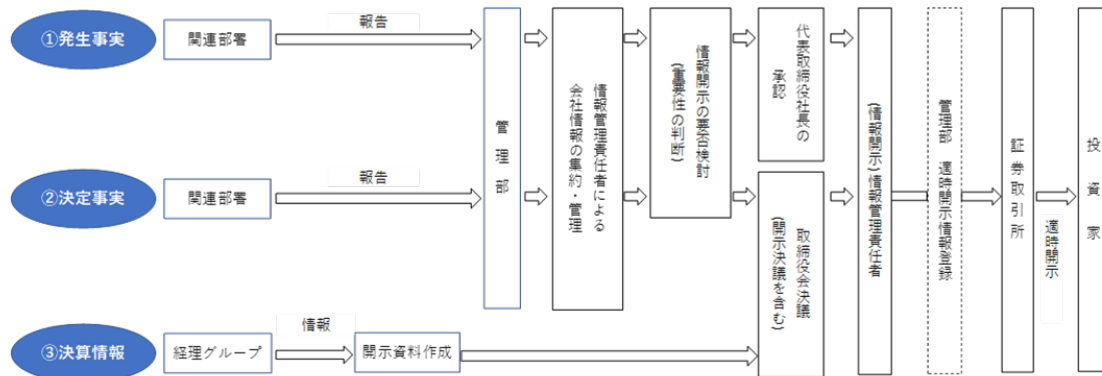
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要（模式図）】

【図1】適時開示及びHP掲載に係る社内全体業務フロー



【図2】適時開示情報の区分に応じた社内業務フロー



以上